

宇土市インターネット公有財産（自動車）売却ガイドライン

令和6年10月作成

目 次

第 1	公有財産売却の参加条件など	3
1	公有財産売却の参加条件	
2	公有財産売却の参加に当たっての注意事項	
3	個人情報の取り扱いについて	
第 2	公有財産売却の参加仮申込み、本申込み及び入札保証金について	5
1	参加仮申込み	
2	参加申込み（本申込み）	
3	入札保証金の納付について	
第 3	入札形式で行う公有財産売却の手続き	6
1	公有財産売却への入札	
2	落札者の決定	
3	売却の決定	
4	売払代金の残金の納付	
5	売却の決定の取り消し	
6	入札保証金の返還	
第 4	せり売り形式で行う公有財産売却の手続き	8
1	公有財産売却への入札	
2	落札者の決定	
3	売却の決定	
4	売払代金の残金の納付	
5	売却の決定の取り消し	
6	入札保証金の返還	
第 5	公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて	11
1	権利移転の時期及び手続きについて	
2	引き渡しについて	
第 6	注意事項	12
第 7	その他注意事項等	12
1	公有財産売却システムに不具合などが生じた場合の対応	
2	公有財産売却の中止	
3	公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など （以下「入札者など」といいます。）に損害などが発生した場合	
4	公有財産売却の参加申込み期間および入札期間	

- 5 リンクの制限など
- 6 システム利用における禁止事項
- 7 準拠法
- 8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など
- 9 宇土市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正
- 10 その他
- 11 インターネット公有財産売却における個人情報について

提出書類一覧表及び様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

■第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 自己又は自社の役員等が、宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号から第4号までに該当する者
- (3) 参加仮申込日現在において、18歳未満の方
- (4) 入札手続きについて、日本語を完全に理解できない方
- (5) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない方
- (6) 宇土市が定める本ガイドライン及びK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (7) 物品の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (8) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する本市の職員

【参考： 地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法及び宇土市契約事務規則などの規定に基づき、宇土市が執行する一般競争入札の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間、宇土市が実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付していただく必要があります。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、事前にインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の物件詳細画面や宇土市において閲覧に供されている一般競争入札の公告を確認するなど、十分に調査を行ってください。
また、売却物件の状況は、職員の目視により確認したものであり、正確な内容を保証するものではないので、その旨を御承知のうえ、参加してください。
- (5) 一般競争入札を行う物件（以下「売却物件」といいます。）は、現状での引き渡しとなります。このため、入札前に宇土市が下見会等を実施する場合は、当該下見会等において事前に購入希望の売却物件を確認し、入札に参加してください。宇土市が下見会等を実施しない場合は、各自で売却物件の確認をしてください。この場合、宇土市に売却物件を確認する日時を事前にお知らせください。なお、売却物件の試運転はできません。また、下見会等を欠席した場合や各自で売却物件を確認しない場合でも入札に参加することはできますが、宇土市は、いずれも売却物件の確認をしたものとみなします。
- (6) 公有財産売却においては、特定の売却物件の売払いが中止になること又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 個人情報の取り扱いについて

公有財産売却に参加される方（代理人を含む）は、以下の全てに同意するものとします。

- ア 参加申込みを行う際に、住民登録がされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ 入札者の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを宇土市に開示され、かつ宇土市がこれらの情報を宇土市文書管理規則（平成19年規則第28号）に基づき、保管すること。
- ウ 宇土市から参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、財産に関するお知らせなどを電子メールで送信することがあること。
- エ 落札者に決定された参加者のログインIDに紐づく会員識別番号が売却システム上において一定期間公開されること。
- オ 宇土市が、収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認又は同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。

カ 参加者情報の登録内容（代理人の方は、当該委任状に記載された委任者の情報。以下同じ。）が、住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても、権利移転登録（再登録等）などを行うことができないこと。

■第2 公有財産売却の参加仮申込み、本申込み及び入札保証金について

売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する売却システムを採用しています。参加者は、売却システムの画面上で参加申込み等の一連の手続きを行ってください。

なお、法人の場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

1 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面で参加仮申込みを行ってください。売却システムの画面上で、住民登録などがされている住所、氏名など（法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

2 参加申込み（本申込み）

- (1) 売却システムの売却物件詳細画面から参加仮申込みの手続きが完了した後、「公有財産売却一般競争入札参加申込書」（以下「申込書」といいます。宇土市のホームページからダウンロード可。）に、必要書類を添付のうえ、宇土市に郵送又は持参してください（郵送の場合は、申込締切日必着です）。必要書類は、別紙「提出書類一覧表」で御確認ください。
- (2) 複数の売却物件に申し込みされる場合は、申込書及び誓約書を除き、1通で構いません。
- (3) 申し込みに要する全ての費用は、参加申込者の負担となります。
- (4) 代理人による手続きの場合は、委任した権限の手続きは代理人の氏名（ログインID）で処理することになりますが、落札物件の契約者氏名及び名義人は委任した方になります。

3 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金

ア 地方自治法施行令第167条の7の規定により、一般競争入札に参加する者が、入札前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額で定めます。

イ 入札保証金には、利息を付しません。

(2) 入札保証金の納付方法

ア 売却物件ごとに必要です。入札保証金の納付方法は、クレジットカードのみです。

イ 売却システムの売却物件詳細画面で参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードで納付してください。クレジットカード

で入札保証金を納付する参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。また、参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。

ウ 参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加申込者の個人情報やS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

エ V I S A、マスターカード、J C B、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードが利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。)

オ 法人で公有財産売却に参加する場合は、ログインIDを取得した当該法人の代表者名義のクレジットカードを使用してください。(代理人場合は、代理人名義(ログインしている本人名義)のクレジットカードを使用してください。)

(3) 入札保証金の没収

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに宇土市の定める契約を締結しない場合は、没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結するに当たり、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金又は買受代金に全額充当します。

(5) 入札保証金の返還方法及び返還期間

ア 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

イ S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還する場合があります。

ウ 入札保証金の返還に際し、利息は付しません。

■第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本ガイドラインにおける入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

ア 入札保証金の納付が完了したログインIDのみ入札が可能です。

イ 入札は一度しかできません。このため、一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので御注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

宇土市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入

札に参加できない要件に該当する方が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱います。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

ア 入札期間終了後、宇土市は開札を行います。売却物件ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

イ 落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（法人の場合は、名称）とみなします。

(2) 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(3) 宇土市から落札者への連絡

ア 落札者には、宇土市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

イ 宇土市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更又はプロバイダの不調などの理由により到着しないために、宇土市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は、原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

宇土市は、落札者に対し電子メール等で契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際は、宇土市から契約書及び関係書類を送付しますので、落札者は、必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して、宇土市に郵送又は持参してください（郵送の場合は、契約締結期限必着です）。必要書類は、別紙「提出書類一覧表」で御確認ください。

(2) 売却決定の金額

落札者が入札した金額を売却決定の金額とします。売却決定の金額には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく再資源化等に係る料金（通称「リサイクル料」）並びに消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付された契約保証金又は売買代金（契約保証金又は売買代金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金の納付方法

ア 売払代金の残金は、宇土市が発行する納付書又は宇土市が指定する銀行口座への振込により宇土市が指定する売払代金納付期限までに一括で納付してください。なお、クレジットカードによる納付はできません。

イ 代理人による手続きの場合は、その代理人を納付者としてください。

ウ 売払代金の売払代金納付期限までに宇土市が納付を確認できることが必要です。

エ 売払代金の残金の納付に要する全ての費用は、落札者の負担となります。

オ 宇土市が納付を確認できるまで3開庁日程度を要することがありますので、御注意ください。

5 売却の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、売却の決定が取り消されます。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は没収し、返還しません。

(1) 落札者が宇土市の指定する契約締結期限までに契約しなかったとき。

(2) 落札者が売払代金の残金を売払代金納付期限までに納付しなかったとき。

(3) 落札者が提出した申込書及び必要書類に虚偽があったとき。

(4) 落札者がその他公有財産売却に参加できない者であったとき。

6 入札保証金の返還

(1) 落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込を行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。本章における入札とは、売却システム上の「入札

額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

宇土市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、宇土市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) 入札終了の告知など

宇土市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、入札終了を告知します。

(3) 宇土市から落札者への連絡

落札者には、宇土市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。宇土市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、宇土市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金もしくは契約保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保

証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

宇土市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。自動車および動産の場合は、書類「入札保証金の売買代金への充当について」の提出が必要です。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。市町村は事業者ではないため消費税は非課税という考え方になります。なお、自動車・動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付された契約保証金又は売買代金（契約保証金又は売買代金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金の納付方法

ア 売払代金の残金は、宇土市が発行する納付書又は宇土市が指定する銀行口座への振込により宇土市が指定する売払代金納付期限までに一括で納付してください。なお、クレジットカードによる納付はできません。

イ 代理人による手続きの場合は、その代理人を納付者としてください。

ウ 売払代金の売払代金納付期限までに宇土市が納付を確認できることが必要です。

エ 売払代金の残金の納付に要する全ての費用は、落札者の負担となります。

オ 宇土市が納付を確認できるまで3開庁日程度を要することがありますので、御注意ください。

5 売却の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、売却の決定が取り消されます。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は没収し、返還しません。

- (1) 落札者が宇土市の指定する契約締結期限までに契約しなかったとき。
- (2) 落札者が売払代金の残金を売払代金納付期限までに納付しなかったとき。
- (3) 落札者が提出した申込書及び必要書類に虚偽があったとき。
- (4) 落札者がその他公有財産売却に参加できない者であったとき。

6 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

■第5 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

1 権利移転の時期及び手続きについて

- (1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付したときに移転します。
- (2) 落札者は、「使用の本拠の位置」を所轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、検査及び登録を行ってください。
- (3) 権利移転登録等に要する全ての費用は、落札者の負担となります。
- (4) 自動車取得税及び自動車税は、落札者が自ら申告・納税してください。
- (5) 関係書類に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義はできません。
- (6) 移転登録手続きが完了後、速やかに車検証（解体等をした場合は、その事実を証明するもの）の写しを提出してください。

2 引き渡しについて

- (1) 引き渡しは、売払代金納付時の現状有姿かつ一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止）となります。ナンバープレートは取り外しますので、仮ナンバープレートの取得や搬送などが必要な場合は、落札者で事前に準備してください。
- (2) 宇土市が指定する場所での直接引き渡しとなります。なお、引き渡しの日程は、売払代金の残金の納付を宇土市が確認した日から起算して15日以内で宇土市が指定し、電子メール等で御連絡します。宇土市が指定した日に売却物件を引き取れない場合は、「保管依頼書」に必要事項を記入、押印のうえ提出してください。この場合、保管期間は、売払代金の残金の納付を宇土市が確認した日から起算して30日以内とします。
- (3) 売払代金の残金の納付を宇土市が確認した日から起算して30日が経過しても引き取りが完了していない場合は、特別な理由を除き当該契約は解除されるものとします。
- (4) 引き渡しを受ける際は、落札者の本人確認のため、必要書類を持参してください。必要書類は、別紙「提出書類一覧表」で御確認ください。なお、落札者が法人

の場合で、その従業員が代表者に代わって売却物件の引き渡しを受ける場合も代理人となります。

- (5) 落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、宇土市に事前に受け取る配送業者名をお知らせください。また、受け取りの際に、配送業者などに「社員証」又は本人確認ができるもの（免許証など）を提示するよう伝えてください。
- (6) 移転登録（再登録等）などに必要な書類（譲渡証明書、登録識別情報等通知書（軽自動車の場合は、自動車検査証返納証明書）、再資源化預託金の預託証明書）は、引き渡しの際にお渡しします。その際に「公有財産関係書類受領書（自動車）」を提出していただきます。
- (7) 引き渡しの要する全ての費用は、落札者の負担となります。

■第6 注意事項

入札に当たり、次の事項に御注意ください。

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。
このため、契約締結後に発生した公有財産に品質上の問題があるなど、いかなる理由が発見されても、宇土市は、契約不適合責任を負いません。
- (2) 提出された申込書及び必要書類一式は、理由の如何、落札の有無に関わらず一切返却しません。
- (3) 郵送等による書類の提出は、不着等のトラブルを避けるため、書留等で送付いただくことを推奨します。
- (4) 自動車の共同入札はできません。

■第7 その他注意事項等

1 公有財産売却システムに不具合などが生じた場合の対応

- (1) 参加申込み期間中、売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
 - イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
 - エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中、売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 入札の受付が開始されない場合
 - イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
- (3) 入札期間終了後、売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。
 - ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない

場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。

また、公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。この場合、入札保証金を返還しますが、返還に関して利息は付しません。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」といいます。）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、宇土市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、宇土市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、宇土市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、宇土市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、宇土市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
- (6) 落札者が売払代金の残金を納付する場合で、金融機関のネットワークやシステムなどの不備・不調により、売払代金の残金が納付できず、公有財産売却の決定が取り消されるなどの事態が発生したとき、それに起因して落札者に生じた損額について、宇土市は、損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などの発信並びに受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度に関わらず、宇土市は責任を負いません。
- (8) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインID及びパスワードなどを紛失又は、ログインID・パスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度に関わらず宇土市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売

却の物件詳細画面に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

宇土市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、宇土市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、宇土市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、宇土市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208）です。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 宇土市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

宇土市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合は、売却システム上に掲載することにより公表します。
また、改正後のガイドラインは、公表した日以降に参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

1 0 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、宇土市が掲載したものでない情報については、宇土市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

1 1 インターネット公有財産売却における個人情報について

宇土市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は宇土市になります。

提出書類一覧表

【参加本申込時（参加申込者）】

提出書類	個人	法人
1 公有財産売却一般競争入札参加申込書 ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	○	○
2 誓約書 ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	○	○
3 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	○	○
4 顔写真付きの公的機関発行の証の写し ※運転免許証、マイナンバーカード、旅券等のうちいずれか1通	○	/
5 商業登記簿謄本の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	/	○
以下6～9は、代理人に委任する場合のみ	個人	法人
6 委任状（入札手続等用） ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	○	○
7 代理人の印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	○	○
8 代理人の顔写真付きの公的機関発行の証の写し ※運転免許証、マイナンバーカード、旅券等のうちいずれか1通	○	/
9 商業登記簿謄本の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	/	○

【落札後（落札者）】

提出書類	落札者	
	個人	法人
① 契約を締結するとき		
1 契約書又は請書（市から2部送付します。）	○	○
2 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	○	○
3 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明）の原本	○	○
4 商業登記簿謄本の原本（入札参加本申込前90日以内に発行されたもの）	/	○
5 保管依頼書（市が指定した日までに引き取りができない場合のみ）	○	○
6 委任状【売却物件受取用】（受け取りを代理人に委任する場合のみ）	○	○
② 売却物件を引き渡すとき	個人	法人
1 宇土市が電子メールで送付した書面（印刷したもの）	○	○
2 公有財産受領書兼関係書類受領書	○	○
3 売却物件の受取者の顔写真付きの公的機関発行の証（原本提示） （運転免許証、マイナンバーカード、旅券等のうちいずれか1通）	○	○
4 売却物件の受取者が配送業者の場合は、その社員証（原本提示）	○	○
③ 移転登録手続きが完了したとき	個人	法人
1 車検証（解体等をした場合は、その事実を証明するもの）の写し	○	○

（注意事項）

※上記に掲げる書類等のほか、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

※原本提示書類は、宇土市がその写しを取らせていただくことがあります。

※提出いただいた書類は、全て返却できません。